アクセスＦＳＡ　第 67 号　(2008 年６月)

「世界経済フォーラム・東アジア会議」に出席
した 渡辺大臣（６月 15 日）　Ｐ11 関連記事

目　次

【談話・講演等】 ･･･ 2

【特　集】
○　金融市場戦略チームの『第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して』の公表について･･････ 2

【トピックス】
○　我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について･･･ 4
○　「多重債務問題改善プログラム」のフォローアップ報告と「多重債務者相談強化キャンペーン」について ･･･ 6
○　平成 20 年３月期有価証券報告書に係る重点審査の実施について ･･････････････････････ 7
○　主要行等の平成 19 年度決算について≪速報ベース≫ ･････････････････････････････ 8
○　地域銀行の平成 19 年度（平成 20 年３月期）決算について ･･････････････････････････ 10

【国際関連】
○　渡辺金融担当大臣のマレーシア出張について･････････････････････････････････････ 11
○　IOSCO（証券監督者国際機構）による「サブプライム基金に関するタスクフォース報告書」公表について･･･ 12
○　第５回日ＥＵ会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について･･･････････ 13
○　IOSCO(証券監督者国際機構)による｢ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書｣の公表について ･･･ 14

【法令解説等】
○　振り込め詐欺救済法の施行について･･ 15

【金融ここが聞きたい！】 ･･･ 17
【お知らせ】 ･･ 18
【６月の主な報道発表等】 ･･･ 22

【談話・講演等】

※　このコーナーは、大臣、副大臣、大臣政務官、金融庁幹部が行った談話・講演等についての情報をお届けするものです。

● **談話**

・渡辺金融担当大臣談話―金融商品取引法改正法案の成立について―（平成 20 年６月６日）

・渡辺金融担当大臣談話―足利銀行に係る特別危機管理の終了について―（平成 20 年７月１日）

● **講演等**

・佐藤金融庁長官講演「ベター・レギュレーションの進捗状況について」
（平成 20 年６月 26 日・国際銀行協会）英文・資料

【特　集】

金融市場戦略チームの『第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して』の公表について

平成 20 年６月 12 日に「金融市場戦略チーム」（座長：髙尾義一・朝日アセットマネジメント常務執行役員）の第二次報告書が公表されました。

渡辺金融担当大臣の私的研究会である「金融市場戦略チーム」は、昨年 11 月に第一次報告書を公表して以降、計９回にわたり、国際的な金融市場において広がりを見せるサブプライムローン問題を中心に様々な議論を行ってきました。これまでの議論を踏まえ、今般、『第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して』が取りまとめられました。

本報告書では、第一次報告書以降のサブプライムローン問題の広がりや深まりの状況をフォローアップするとともに、

（１）我が国不良債権問題の教訓
（①セーフティーネットの早期構築の必要性、②流動性危機の背景にあるソルベンシーの問題、③資産査定の対象資産に対する共通の尺度の必要性、④問題の早期発見・早期認識の重要性）、

（２）サブプライムローン問題に係るこれまでの政策対応、FSF（金融安定化フォーラム）や IOSCO（証券監督者国際機構）の報告書で示された処方箋に対する評価と課題、

（３）グローバルな金融市場に係る我が国としての留意点
（①マネーフローの変化への的確な対応、②金融・資本市場競争力強化プランの推進、③競争制限的な諸制度の不断の点検、④ソブリン・ウェルス・ファンドに関する検討、⑤対内投資促進）、

等の様々な論点を提示しています。

更に、上記論点も踏まえ、我が国として、

（１）欧米金融機関は困難に直面する中、我が国金融機関は、グローバルな金融市場において、「攻めの姿勢」で金融仲介機能を果たすべき、

（２）金融サービスの質、制度インフラ、人材等、様々な観点から世界の金融市場に伍して戦える「開かれた金融力ある国」を目指すべき、

といったメッセージを発信しています。

金融庁としては、これまでも、第一次報告書を受けて、

（１）証券化商品の取引に関して、原債権の追跡可能性（トレーサビリティ）を改善するための監督指針の改正、

（２）金融商品取引業者に対する早期警戒制度の導入、

（3）市場動向を的確に把握するための体制の充実・強化の推進、
（4）民間金融機関とのプリンシプルの共有（14 項目のプリンシプルの公表）、
等といった取組みを行ってきました。

今後は、これらの取組みを一層進めていくとともに、第二次報告書で示された様々な課題や留意点を、可能な限り積極的に金融行政に反映させていきたいと考えています。

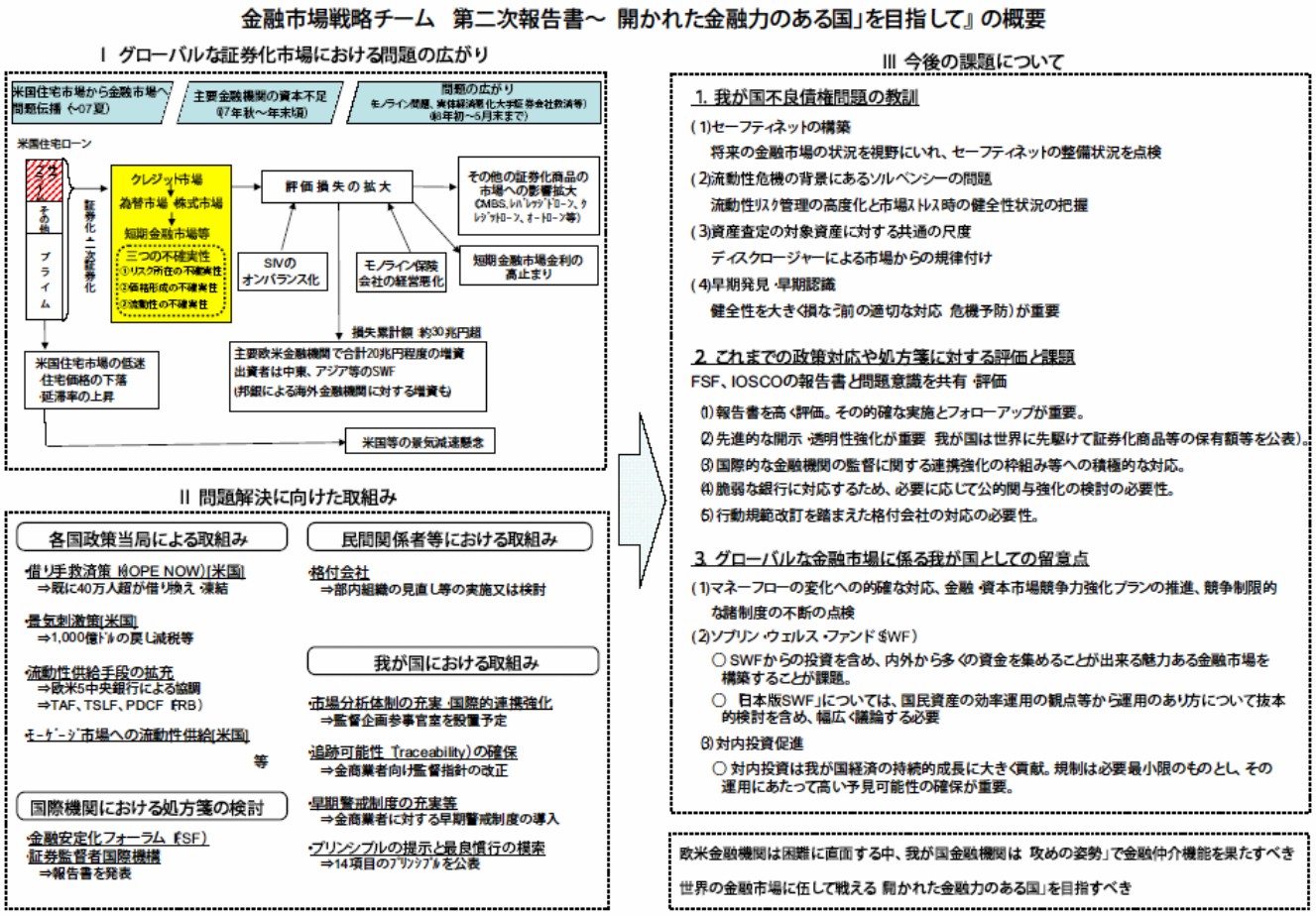

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「「金融市場戦略チーム」の「第二次報告書～「開かれた金融力のある国」を目指して」の公表について」（平成 20 年 6 月 12 日）にアクセスしてください。

【トピックス】

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について

平成 20 年６月６日（金）、金融庁では、昨年９月末、12 月末に引き続き、我が国の預金取扱金融機関について、本年３月末時点のサブプライム関連商品等の保有額、評価損益・実現損益を取りまとめ、公表を行いました。

サブプライム関連商品等の保有状況については、本年３月末時点において、我が国の預金取扱金融機関全体で保有額が約 1 兆 190 億円、評価損・実現損の合計は▲約 8,500 億円となっています。

また、今回の公表に際しては、先般（４月 11 日）公表された金融安定化フォーラム（FSF）報告書における先進的な開示事例を踏まえ、サブプライムローンとは直接関係しない証券化商品等（債務担保証券（CDO）、住宅ローン担保証券（RMBS）、商業用不動産担保証券（CMBS）、レバレッジドローン等）についても、その保有額等を取りまとめ、公表を行いました。

証券化商品等の保有状況については、我が国の預金取扱金融機関全体で保有額が約 22 兆 7,930 億円、評価損・実現損合計で▲約 2 兆 4,360 億円となっています。

従って、サブプライム関連商品以外の証券化商品について、▲約 1 兆 5,860 億円の損失が生じており、サブプライムローン問題は様々な証券化商品の市場に影響を与えていると考えられます。

こうした状況をかんがみると、サブプライムローン問題を契機とするグローバルな市場の混乱は、我が国の金融機関に相当程度の影響を与えているものと考えられます。

しかしながら、

①（１社の損失が 3 兆円から 4 兆円にものぼっている）欧米の巨大複合金融機関と比較すると、我が国の金融機関に対する影響は、相対的に限定されており、

②損失額が期間利益の範囲内であり、当期利益を確保している、

等から、現時点において、サブプライムローン問題が我が国の金融システムに深刻な影響を与える状況にはないと考えられます。

金融庁では、これまでも、世界に先駆けて、サブプライム関連商品等について、我が国預金取扱金融機関全体の保有状況を統一した基準の下に開示することで、サブプライムローン問題が我が国預金取扱金融機関に与える影響を示してきました。

こうした取組みは、サブプライムローン問題が我が国金融システムに与える影響に対する正確な理解、グローバルな金融市場の混乱が続く中での不透明感の除去に資するものであると考えています。

今般、当庁が公表した内容は、金融安定化フォーラム（FSF）報告書における先進的開示事例や各金融機関の開示の状況を踏まえ、当局としても、これまでの情報発信の取組みを更に一歩進めたものであり、引き続き、金融システムの現状や金融行政の考え方に容易にアクセスできる環境の整備を進めていきたいと考えています。

我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品の保有額等について（平成20年3月末時点）

※下段（ ）書きは平成19年12月末の数値　（単位：10億円）

	Tier1 自己資本（20年3月末）	実質業純（20年3月期）	株式評価損益（20年3月末）	サブプライム関連商品等保有額			うちサブプライム関連ビジネス			サブプライム関連のABCPプログラム
				簿価（3月末）	評価損益	実現損益（売却損益・減損等（20年3月期）	簿価（3月末）	評価損益	実現損益（売却損益・減損等（20年3月期）	エクスポージャー
大手行等	25,987	3,499	3,570 (6,344)	933 (1,388)	▲123 (▲143)	▲652 (▲399)	107 (202)	0 (0)	▲288 (▲85)	—
地域銀行	12,862	1,799	2,217 (3,534)	54 (80)	▲1 (▲9)	▲46 (▲28)	—	—	—	—
協同組織金融機関	11,231	795	▲6 (215)	32 (51)	▲1 (▲6)	▲28 (▲15)	—	—	—	—
合計	50,081	6,093	5,781 (10,093)	1,019 (1,519)	▲125 (▲158)	▲725 (▲442)	107 (202)	0 (0)	▲288 (▲85)	—

※この他、サブプライムローンと直接係わりのない証券化商品等についても、グローバルな金融市場の混乱の影響が欧米を中心として広範に及んでおり、我が国の一部金融機関において、一定程度の評価損や実現損が発生しているものがある。

（注1）「サブプライム関連商品等」とは、サブプライムローンを原資産とするABS及びそうしたABSを原資産に含むCDOなどの金融商品等を指す。なお、投資信託の運用の中で、結果的にサブプライム関連商品への投資が行われているものは含まれていない。

「サブプライム関連ビジネス」とは、サブプライムローン関連商品の組成ビジネス等を指す。

（注2）「大手行等」には、主要行、農林中央金庫、新生銀行、あおぞら銀行、シティバンク銀行、新たな形態の銀行、外銀信託等が含まれている。

（注3）「協同組織金融機関」には、信金中央金庫を含む信用金庫、全国信用協同組合連合会を含む信用組合、労働金庫連合会を含む労働金庫、信農連、信漁連が含まれている。農業協同組合等は含まれていない。なお、農林中央金庫は大手行等に含まれている。

（注4）上記はヒアリングベース等の計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。

（注5）一部の証券会社のサブプライム関連商品等保有額が、連結される大手行等に含まれている。

FSF報告書における先進的開示事例を踏まえた我が国の預金取扱金融機関の証券化商品等の保有額等について

（平成20年3月末時点）（単位：10億円）

	サブプライム関連商品等保有額												CLO,CDO※			RMBS※			CMBS			レバレッジドローン		合計		
	うちCDO			うちRMBS			その他			小計																
	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	実現損益（売却損益・減損等）	保有額	評価損益	実現損益（売却損益・減損等）
大手行等	246	▲24	▲528	513	▲99	▲70	174	0	▲53	933	▲123	▲652	6,164 5,632	▲573 ▲559	▲328 ▲309	3,988 1,057	▲66 ▲69	▲191 ▲192	2,338 590	▲71 ▲63	▲10 ▲9	5,178 4,031	▲64 ▲62	18,602 12,243	▲833 ▲813	▲1,243 ▲1,224
地域銀行	11	▲1	▲46	0	▲0	0	43	▲1	0	54	▲1	▲46	340 246	▲34 ▲31	▲84 ▲83	1,030 1	▲0 ▲0	14 ▲0	457 –	▲2 –	4 ▲0	17 5	0 0	1,897 306	▲37 ▲32	▲111 ▲128
協同組織金融機関	4	▲0	▲30	0	▲0	0	28	▲1	1	32	▲1	▲28	1,261 925	▲111 ▲101	▲82 ▲82	762 –	▲0 –	9 –	222 –	▲1 –	3 –	16 –	0 –	2,294 958	▲113 ▲102	▲98 ▲110
合計	261	▲24	▲604	513	▲99	▲70	245	▲1	▲51	1,019	▲125	▲725	7,766 6,803	▲718 ▲691	▲495 ▲474	5,780 1,058	▲67 ▲69	▲167 ▲192	3,017 590	▲74 ▲63	▲2 ▲9	5,211 4,036	▲63 ▲61	22,793 13,507	▲983 ▲947	▲1,453 ▲1,462
（参考）商品別毀損率	▲70.83%			▲28.19%			▲22.35%			▲48.33%			▲14.40% ▲15.68%			▲3.90% ▲19.09%			▲2.75% ▲11.86%			▲1.22% ▲1.53%		▲9.79% ▲15.56%		

点線枠内は原資産が海外の計数。
※サブプライム関連のCDO、RMBSは含まれない。

（注1）「商品別毀損率」については、評価損益（3月末）と引当及び減損（3月期）の合計を、減損前保有額にて割ったものとして算出。
（注2）上記はヒアリングベースの計数であり、今後、各行等の精査の中で変動しうる。
（注3）CDOには、CDO等へ投資を行っているSIVを含む。
（注4）RMBSには政府支援機関等のモーゲージ債は含まない。
（注5）レバレッジドローンとは、各金融機関によりその定義は若干異なるが、一般的には、企業買収に際して供与されるローン等の低格付企業向けローンを指す。
（注6）上記のほかに一部の銀行において、モノライン保険会社を相手方とするCDS取引による損失（約▲300億円）が公表されている。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について」（平成 20 年６月６日）にアクセスしてください。

「多重債務問題改善プログラム」のフォローアップ報告と「多重債務者相談強化キャンペーン」について

１．「多重債務問題改善プログラム」のフォローアップ報告について

深刻な社会問題となっている多重債務問題を解決するため、内閣に設けられた多重債務者対策本部において、昨年４月 20 日に「多重債務問題改善プログラム」が策定されました。

本プログラムは、多重債務問題を解決するために直ちに取り組むべき具体的な施策をまとめたもので、

① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化
② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供
③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化
④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

を柱としています。

また、本プログラムにおいては、各年度において各施策の進捗状況のフォローアップを行うこと等が定められています。

（「多重債務問題改善プログラム」から抜粋）

「本対策本部において、少なくとも改正貸金業法完全施行までの間、各年度において、各施策の進捗状況のフォローアップを行い、本プログラムの着実な実施を確保するとともに、必要な施策について検討する。その際、必要に応じて有識者会議を開催する。

なお、各自治体の対応状況については、定期的にアンケートを実施して確認する。」

プログラム策定後約１年間における各施策の進捗状況をフォローアップするため、本年５月 13 日に第７回多重債務者対策本部有識者会議を開催しました。

有識者会議においては、事務局から「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」が報告されました。主な実施状況は以下のとおりです。

① 丁寧に事情を聞いてアドバイスを行う相談窓口の整備・強化

○ 地方自治体における相談窓口の整備状況に係るアンケート結果
- 47 全ての都道府県において、常設の相談窓口及び「多重債務者対策本部（又は協議会）」（都道府県庁の関係部署、警察、弁護士会・司法書士会等から構成）を設置済み
- 市区町村においては、1,515 市区町村（調査対象は全 1,823 市区町村）で相談窓口を設置済み
  （注）平成 19 年２月 12 日時点で、1,830 の市区町村のうち、多重債務者向けの相談窓口が整備されているのは 386 市区町村

○ 自治体における取組みのバックアップ等を目的として、平成 20 年度から全国の財務局等に合計 43 名の相談員を配置し、多重債務者向けの相談業務を開始

○ 自治体職員向けに、相談時の心構えや相談手順等を分かりやすく解説した「多重債務者相談マニュアル」を策定・配布（平成 19 年７月、20 年３月）

○ 相談窓口の整備を促進すること等を目的として、「全国一斉多重債務者相談ウィーク」を実施（平成 19 年 12 月 10 日～16 日）

② 借りられなくなった人に対する顔の見えるセーフティネット貸付けの提供

○ 岩手県において、生協組織を利用し、丁寧な事情聴取を前提とした「顔の見える融資」を実施。福岡県、熊本県でも類似の取組みを開始

③ 多重債務者発生予防のための金融経済教育の強化

○ 全国の高等学校に多重債務を防止するための啓発リーフレットを配布（平成 19 年９月）

○ 現在、高等学校の家庭科の学習指導要領に多重債務問題を盛り込む方向で検討中

④ ヤミ金の撲滅に向けた取締りの強化

○ 平成 19 年中のヤミ金検挙数：484 件（平成 18 年：323 件）

有識者会議においては、プログラムの実施状況について、総じて施策の着実な進展が見られるとの評価をいただいた一方、相談窓口についてのより効果的な広報の実施や、新しい手口のヤミ金への対応に努め

るべき、等の様々なご意見をいただきました。こうしたご意見を基に、フォローアップ結果に対する報告書「「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告」がとりまとめられました。

「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」及び「「多重債務問題改善プログラムの実施状況について」に関する報告」は、多重債務者対策本部へ報告され、６月 10 日に了承されました。

今回のフォローアップ結果や有識者会議でいただいた御指摘も踏まえ、今後とも、関係者一体となって、プログラムの実施をより一層推進していきます。

２．「多重債務者相談強化キャンペーン」について

また、同日（６月 10 日）、多重債務者対策本部長により、今年度の「多重債務者相談強化キャンペーン」の実施が決定されました（閣議後大臣記者会見・冒頭発言（平成 20 年６月 10 日）参照）。

「多重債務者相談強化キャンペーン」は、昨年 12 月 10 日から 16 日に実施した「全国一斉多重債務者相談ウィーク」の全国一斉実施方式を改め、本年９月１日から 12 月 31 日のキャンペーン期間中に、自治体の自主的な判断において、多重債務者向け無料相談会を実施するものです。

なお、多重債務者対策本部、日本弁護士連合会、日本司法書士会連合会の３者共催となります。

決定文と実施要領はこちらをご覧ください。

平成 20 年３月期有価証券報告書に係る重点審査の実施について

１．重点審査の概要

有価証券報告書の重点審査について、有価証券報告書提出会社（以下「提出会社」といいます。）の協力の下、提出会社が作成した「有価証券報告書の調査票」（以下「調査票」といいます。）を各財務局及び福岡財務支局並びに沖縄総合事務局（以下「財務局等」といいます。）に提出していただき、提出された調査票等を基に財務局等において記載内容等に係る審査を実施してきています。

調査票自体は金融庁で公表していますが、調査票の審査項目は、毎年異なっており、その年に話題となった開示項目や法令改正等により新たに記載することとされた開示項目を選定し、それらの開示項目に記載漏れがある場合、適切に記載されていない場合等には、提出会社に訂正を求めるなど、適正な開示が行われるよう対応してきているところです。

２．平成 20 年３月期有価証券報告書に係る重点審査について

⑴　審査項目

コーポレート・ガバナンスの状況等及び開示対象特別目的会社に係る注記について

（注１）調査票についての回答の際に「記載していない」、「一部について記載している」等とした場合は、有価証券報告書の記載内容として不十分である可能性がありますので、留意願います。

（注２）開示対象特別目的会社に係る注記については、平成 19 年３月 29 日に企業会計基準委員会より公表された「一定の特別目的会社に係る開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 15 号）を参照してください。

（注３）審査項目の詳細は、金融庁ウェブサイトの「市場の信頼性確保」から「平成 20 年３月期有価証券報告書に係る重点審査について」にアクセスしてください。

⑵　調査対象会社

有価証券報告書提出会社（事業年度の末日が、平成 20 年３月 31 日から平成 21 年３月 30 日までの提出会社を対象とします。）

⑶　調査票の提出先及び提出期限

①　提出先　　有価証券報告書提出先の財務局等

②　提出期限　有価証券報告書提出期限の翌月 15 日まで

（注４）財務局等への提出方法は、各財務局等のウェブサイトをご覧ください。

３　終わりに

有価証券報告書については、毎年異なった開示項目について重点審査を実施してきていますが、重点審査項目は、有価証券報告書の記載事項のごく一部に過ぎません。

また、同報告書には、投資者保護を図るため、投資判断に有用な情報を記載することとされており、こうした観点から法令改正が行われています。

したがって、有価証券報告書作成・提出に当たっては、最新の有価証券報告書の「記載上の注意」等を確認の上、適切に開示を行うようお願いします。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から、「平成 20 年３月期有価証券報告書に係る重点審査の実施について」（平成 20 年６月３日）にアクセスしてください。

主要行等の平成 19 年度決算について≪速報ベース≫

主要行等[1]の平成 19 年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、平成 20 年５月 20 日（火）に公表しました。

以下、主要行等の平成 19 年度決算の概要について説明します。

１．収益の状況

銀行の本業の儲けを表す実質業務純益は平成 20 年３月期 3.3 兆円となり、平成 19 年３月期対比 0.2 兆円の減少となりました。これは、利ざやの改善、貸出残高の増加はあったものの限定的であり、市況悪化により手数料収入は減少、他方、将来を睨んだ前向きな支出による経費が増加したことによるものと考えられます。

当期純利益は平成 20 年３月期 1.5 兆円となり、平成 19 年３月期対比 1.1 兆円の減益となりました。これは、ノンバンク関連の損失が前年比減少しましたが、サブプライム関連等の損失や、株式の減損、与信関係費用が増加したことなどが影響したものと考えられます。

２．財務の健全性の状況

不良債権比率は、平成 20 年３月期 1.4%となり、平成 19 年３月期対比 0.1 ポイントの低下となり、引き続き低水準となりました。

自己資本比率については、平成 19 年３月期よりバーゼルⅡに基づき算出されており、12.3%となりました。平成 19 年３月期対比 1.0 ポイント減少しましたが、これは、株式含み益の減少等によるものです。

このように、サブプライム関連の損失等により利益が減少しましたが、不良債権比率が低水準で安定していることや、自己資本の状況等を踏まえれば、主要行等の財務は引き続き健全と考えられます。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「主要行等の平成 19 年度決算について《速報ベース》」（平成 20 年５月 20 日）にアクセスしてください。

[1] みずほ銀行、みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行、三菱東京ＵＦＪ銀行、三菱ＵＦＪ信託銀行、三井住友銀行、りそな銀行、中央三井信託銀行、住友信託銀行、新生銀行及びあおぞら銀行を主要行等といいます。

主要行等の平成20年3月期決算状況（単体）＜速報ベース＞

（単位：億円、%）

	実質業務純益	不良債権処分損	株式等関係損益	売却損益	償却	経常利益	当期純利益	【参考】連結当期純利益	その他有価証券評価損益	うち株式	自己資本比率	不良債権残高（再生法開示債権）	うち要管理債権	うち破綻懸念先以下	不良債権比率（対総与信）
みずほ銀行	4,056	▲ 1,795	500	1,026	▲ 526	2,219	1,955	3,112	1	633	11.70%	6,508	2,395	4,114	1.77%
みずほコーポレート銀行	3,702	710	1,698	2,087	▲ 388	3,717	▲ 888		5,229	7,302	13.99% ＊	4,723	4,105	618	1.38%
みずほ信託銀行	859	159	7	19	▲ 12	787	868		790	1,021	15.85% ＊	802	405	397	2.20%
みずほ計	8,617	▲ 926	2,206	3,132	▲ 926	6,724	1,935		6,019	8,956	13.11%	12,033	6,905	5,128	1.61%
三菱東京UFJ銀行	8,296	▲ 1,057	▲ 571	957	▲ 1,528	5,696	5,545	6,366	5,214	8,134	11.44% ＊	9,701	3,467	6,234	1.18%
三菱UFJ信託銀行	1,873	210	▲ 162	119	▲ 281	1,727	1,141		1,943	2,501	12.87% ＊	931	384	548	0.91%
MUFG計	10,169	▲ 847	▲ 734	1,076	▲ 1,810	7,423	6,686		7,157	10,635	11.63%	10,633	3,851	6,782	1.15%
三井住友銀行	8,197	▲ 1,478	▲ 1,410	244	▲ 1,654	5,107	2,057	4,615	7,557	9,363	12.67% ＊	8,039	2,842	5,198	1.24%
りそな銀行	2,109	▲ 522	▲ 446	▲ 198	▲ 248	1,207	1,987	3,028	1,367	1,576	9.71%	4,327	1,461	2,866	2.36%
中央三井信託銀行	1,293	▲ 96	▲ 4	166	▲ 170	946	593	718	492	1,530	11.59%	1,556	795	761	1.77%
住友信託銀行	1,739	▲ 111	42	294	▲ 252	1,039	699	823	1,107	1,908	12.69% ＊	1,071	730	341	0.88%
新生銀行	673	▲ 206	▲ 5	17	▲ 22	325	532	601	▲ 352	▲ 31	15.25%	531	296	235	0.95%
あおぞら銀行	▲ 22	74	▲ 63	42	▲ 105	▲ 251	35	59	▲ 309	2	14.61%	399	93	306	0.99%
11行計	32,774	▲ 4,110	▲ 413	4,773	▲ 5,186	22,521	14,527	19,324	23,039	33,940	12.30%	38,589	16,971	21,618	1.38%

(出典)決算短信等

（参考）過去の主要行等合計の推移

18年3月期（11行計）	38,611	2,804	4,536	5,757	▲ 1,221	32,906	32,194	33,178	70,331	77,591	12.52%	46,938	22,745	24,193	1.76%
19年3月期（11行計）	34,666	▲ 2,729	997	5,289	▲ 4,292	29,242	25,750	28,454	84,286	87,344	13.27%	41,442	17,849	23,592	1.50%

（注1）記載金額は、単位未満を四捨五入して表示。
（注2）＊印は国際基準行。
（注3）【参考】連結当期純利益は、持株会社（みずほﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ、三菱UFJﾌｨﾅﾝｼｬﾙ・ｸﾞﾙｰﾌﾟ、三井住友ﾌｨﾅﾝｼｬﾙｸﾞﾙｰﾌﾟ、りそなﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ、中央三井ﾄﾗｽﾄ・ﾎｰﾙﾃﾞｨﾝｸﾞｽ）又は銀行（住友信託銀行、新生銀行、あおぞら銀行）の連結当期純利益を記載。
（注4）実質業務純益、不良債権処分損、株式等関係損益、経常利益、当期純利益、その他有価証券評価損益は、三菱東京UFJ銀行においては再生専門子会社、中央三井信託銀行においては株式保有専門子会社の計数を含む。
（注5）三菱東京UFJ銀行の不良債権残高及び不良債権比率には、再生専門子会社の計数を含む。
（注6）不良債権処分損及び株式等関係損益の償却について、正の値は益を、負の値は損を表す。
（注7）自己資本比率は、19年3月期よりバーゼルⅡに基づき算出。

地域銀行の平成19年度（平成20年３月期）決算について

地域銀行の平成19年度決算発表を受けて、金融庁では、各行の発表した計数等を集計し、５月30日（金）に公表しました。

以下、地域銀行の平成19年度決算の概要について説明します。

１．損益の状況

実質業務純益は、国債等債券関係損益の悪化などを要因として、平成19年３月期に比べ2,034億円減少して17,994億円となりました。

当期純利益は、不良債権処分損は減少したものの、実質業務純益の減少などにより、平成19年３月期に比べ1,655億円減少して6,401億円となりました。

（単位：億円）

	18年3月期	19年3月期	20年3月期
実質業務純益	19,864	20,028	17,994
資金利益	44,607	44,768	45,125
役務取引等利益	6,025	6,550	6,029
国債等債券関係損益	▲ 585	▲ 441	▲ 1,616
不良債権処分損（▲）	▲ 6,427	▲ 7,730	▲ 7,111
当期純利益	10,186	8,056	6,401

（参考）　（単位：兆円）

	18年3月期	19年3月期	20年3月期
貸出金	187.4	192.5	197.6

２．自己資本比率の状況

自己資本比率は、平成19年３月期対比ほぼ横ばいの10.3%となりました。

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
自己資本比率（%）	9.1	9.0	9.4	9.8	10.4	10.3

３．不良債権の状況

不良債権比率は3.7%で、ピーク時（平成14年９月期8.3%）の半分以下の水準となっています。

	15年3月期	16年3月期	17年3月期	18年3月期	19年3月期	20年3月期
不良債権比率（%）	7.8	6.9	5.5	4.5	4.0	3.7
不良債権額（兆円）	14.7	12.8	10.4	8.7	7.8	7.5

（注１）20年3月期の集計対象は110行（地方銀行64行、第二地方銀行45行及び埼玉りそな銀行）
19年3月期の集計対象は111行（地方銀行64行、第二地方銀行46行及び埼玉りそな銀行）
18年3月期の集計対象は112行（地方銀行64行、第二地方銀行47行及び埼玉りそな銀行）

（注２）計数は単体ベース。ただし、不良債権の計数には、再生専門子会社分を含む。

（注３）5月30日現在の計数。ただし、今後業績修正等により変更の可能性がある。

（注４）19年3月期及び18年3月期の計数については、業績修正を行った銀行があるため、過去の当庁公表数値と異なる。

【国際関連】

渡辺金融担当大臣のマレーシア出張について

渡辺金融担当大臣は、６月 15 日（日）、マレーシアのクアラルンプールにて世界経済フォーラム・東アジア会議に出席し、「世界経済のリーダーシップ」をテーマとするパネル討論等に参加しました。

同パネル討論では、ベトナムのニン財務大臣やインドのシンハ元財務大臣等と共に、世界的な金融市場の混乱がアジア経済にどのような影響を与えているか、アジアは世界の経済成長をリードしていくことができるか等について率直な意見交換を行いました。渡辺大臣からは、国際的な金融市場に対する現状認識や我が国が過去の金融危機の経験から学んだ教訓、さらに、我が国が今後行うべき改革の方向性等について積極的な意見表明・情報発信を行いました。

セッション終了後の昼食会では、パネル討論で一緒になったベトナムのニン財務大臣と隣席で懇談し、その後、インドネシアのパンゲストゥ貿易大臣やマレーシアのゼディ中央銀行総裁とも個別に会談を行いました。一連の会談では、一次産品価格の高騰によるインフレの影響等、各国の経済・金融情勢について意見交換を行いました。

パンゲストゥ貿易大臣（インドネシア）

ゼティ中央銀行総裁（マレーシア）

一連の会議や会談において、渡辺大臣から日本とアジアは同じ船に乗っているとの発言がありましたが、そうした認識に基づき、引き続きアジア各国との連携を強化していきたいと考えています。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「記者会見」から渡辺内閣府特命担当大臣閣議後記者会見の概要（平成 20 年６月 17 日）　にアクセスしてください。

IOSCO（証券監督者国際機構）による「サブプライム基金に関するタスクフォース報告書」公表について

IOSCO（証券監督者国際機構）は、５月 29 日、「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」(Report of the Task Force on the Subprime Crisis) と題する報告書を公表しました。

IOSCOは、サブプライムローン問題による最近の市場混乱を検討し、IOSCOとして取り組むべき課題を特定するために、2007年11月にサブプライム危機に関するタスクフォース(以下、「サブプライム・タスクフォース」)を設置しました。サブプライム・タスクフォースには、プラダ仏金融市場庁長官（前専門委員会議長）とコックス米証券取引委員会(SEC)委員長（前専門委員会副議長）を共同議長とし、日本を含む15の先進国・地域の普通会員で構成されている専門委員会のメンバーが参加しています。本報告書は、サブプライム・タスクフォースにおける議論の成果を取りまとめたものです。

本報告書は、以下の5章と、日本を含む主要国におけるABSに関する開示規制等の状況を説明する付属文書（Appendix A）から構成されています。

① サブプライムローン問題に端を発する市場の混乱の背景

サブプライムローン問題に端を発する市場の混乱の背景を、金融市場の技術進歩やサブプライムモーゲージセクターの脆弱な引受実務などの観点から説明しています。

② 発行者の透明性･投資家のデューディリジェンス

ストラクチャード・ファイナンス商品に関する情報開示や投資家のデューディリジェンスのあり方などを議論しています。

③ 金融機関のリスク管理及び健全性監督

金融機関のリスクモデル化や内部管理上の問題、流動性管理の問題などを議論しています。

④ 価格評価

非流動的な市場環境における公正価値会計原則のあり方や金融機関の自社ポジションの公正な価格評価のモデル化などについて議論しています。

⑤ 信用格付機関

５月 28 日に IOSCO が公表している「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の要約となっています。

本報告書は、各章において、専門委員会の下に設置されている常設委員会[1]に対して提言を行う形式となっており、提言を受けた各常設委員会が今後作業を進めていくことになりますが、当庁としても、引き続きIOSCOでの議論や検討に積極的に参画していきたいと考えています。

※ 詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「IOSCO（証券監督者国際機構）による「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」公表について」（平成20年６月９日）にアクセスしてください。

[1] 専門委員会の下には、①会計・監査・開示、②流通市場、③市場仲介者、④法務執行・情報交換、⑤投資管理に関する５つの「常設委員会（ＳＣ：Standing Committee）」が設けられており、専門的・実務的な議論が行われています。

第５回日 EU 会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合の開催について

平成 20 年５月 26 日、パリにおいて、第５回日 EU 会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合が開催されました。

モニタリング会合は、金融庁と欧州委員会（EC）との間で、日 EU 相互の会計基準のコンバージェンスの状況をモニターし、また監査人監督等の監査の分野についての議論を行うため、平成 18 年 11 月より開催されています。

会計基準については、EC が予定している同等性評価の動向や、国際会計基準委員会財団（IASCF）のガバナンス強化など二ついて話し合われました。

（注１）EU では、2005 年より、域内国の証券発行者（公募・上場）に対して、国際会計基準(IFRSs)の使用が義務付けられています。また、2009 年以降は、EU 域内で資金調達を行う、域外第三国の証券発行者（公募・上場）に対しても、IFRSs 又はこれと同等の会計基準の使用を義務付けることとしています。このため EC は、本年央までに第三国の会計基準と IFRSs との同等性評価を行うこととしています。

まず EC の同等性評価については、EC が、本年４月に公表した、「日本、米国、中国、カナダ、韓国の会計基準の同等性評価に関する作業報告書」において提案している日本基準に対する評価が、前向きなものであるとの認識を双方が表明しました。

（注２）日本基準については、「2008 年 6 月時点で、企業会計基準委員会（ASBJ）が 2007 年 8 月に国際会計基準審議会（IASB）と合意した「東京合意」において示された目標に向けた予定どおりの対応をしている場合、同等と評価すべき」との案を示しています。

（注３）また EC は、６月、2009 年以降について、日本の会計基準を IFRSs と同等と考えることが適当とする欧州委員会規則改正案等を公表しました。

また両者とも、IFRSs の使用や IFRSs とのコンバージェンスの動きが世界規模で広がる中、IASB や、IASB の資金拠出・人選などを行う IASCF のガバナンス強化の重要性に関する認識を共有し、協力していくことに合意しました。

（注４）IASCF は、現在、定款の見直し作業を行っており、その中にガバナンス改革についても盛り込むことを検討中です。IASCF は、６月 19 日に、定款改訂に関する円卓会議を開催し、金融庁からも代表者が出席しました。

（注５）金融庁は、IASCF の定款の見直し作業に先立ち、昨年 11 月、EC、米国証券取引委員会（SEC）、及び証券監督者国際機構(IOSCO)と共に、IASB を含む IASCF の活動を監視する「モニタリング・グループ」の設立を提案しました。また、本年６月には、改革に向けた取組みを推進するための共同声明を発表しました。

監査については、EU による域外国の監査監督体制の同等性評価に関する経過措置や、我が国による外国監査法人等の届出制度について議論が行われました。

EU は、法定監査指令に基づき、2008 年６月末以降、域内市場に上場する域外企業の監査を行う域外監査事務所に対し、各ＥＵ加盟国当局に登録して直接の監督に服するか、又は当該域外国において、ＥＵ指令で定められているものと「同等」の監督体制に服することを求めることとし、そのための同等性評価の準備を進めてきました。しかし本年１月、この同等性評価を 2011 年まで延期する提案を行い、2011 年まで EU 当局への登録を免除する経過措置の適用について検討を行っており、モニタリング会合においても

検討状況の説明がされました。
　また、当方から、日本において、本年４月から施行の外国監査法人等による届出制度について説明を行いました。
　次回の会合については2008年秋頃に開催される予定です。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「第５回日EU会計基準・監査の動向に関するモニタリング会合（平成20年５月26日開催）」（平成20年５月30日）にアクセスしてください。

IOSCO（証券監督者国際機構）による「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の公表について

　平成20年５月28日、IOSCOは、「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」を公表しました。
　IOSCOは、平成19年４月に、ストラクチャード・ファイナンス市場における格付機関の役割について議論することに合意し、信用格付機関タスクフォースを設置しました。その後これまで同タスクフォースは、米国のサブプライム問題の教訓等を踏まえ議論を行い、市中協議を経て、本報告書を作成しました。本報告書には、信用格付機関の基本行動規範の改訂版も示されています。

（注１）サブプライム・ローン問題に関連した証券化商品の格付に関わっていた格付機関に対しては、証券化商品の格付ビジネスに利益相反の可能性が内在していたのではないか、格付モデルの内容や妥当性につき適切な検証やディスクロージャーがなされていたのかどうか、などの点について、対応・検討すべきとの指摘があります。
（注２）「信用格付機関の基本行動規範」は、格付機関が自主的に自らの行動規範として採用（遵守）するか、それができない場合には、その理由を説明・開示することが要請されています。

金融庁は、各格付機関における基本行動規範の改訂を踏まえた動向を注視していく方針です。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「報道発表資料」から「IOSCO（証券監督者国際機構）による「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の公表について」（平成20年６月９日）にアクセスしてください。

【法令解説等】

振り込め詐欺救済法の施行について

1．経緯

振り込め詐欺等の被害金の一部が金融機関に滞留している問題を受け、議員立法「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律(以下「振り込め詐欺救済法」といいます。)」が平成19年12月14日に成立し、平成20年6月21日より施行されました。

2．法律の概要

① 目的

振り込め詐欺救済法は、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害者に対する被害回復分配金の支払等のため、預金等債権の消滅手続及び被害回復分配金の支払手続等を定め、もって被害者の財産的被害の迅速な回復等に資することを目的としています。

② 取引の停止等の措置

まず、金融機関は、犯罪利用預金口座等（詐欺その他の人の財産を害する罪の犯罪行為であって、財産を得る方法として振込が利用されたものの振込先となった預金口座等）である疑いがあると認める預金口座等について、取引の停止等の措置を適切に講ずるものとされています。

③ 失権手続（預金等債権に係る債権の消滅手続）

金融機関は、捜査機関等からの情報提供や被害状況について行った調査の結果その他の事情を勘案して犯罪利用預金口座等であると疑うに足りる相当な理由があると認める預金口座等について、預金保険機構に対し、失権手続の開始に係る公告（失権公告）を求めなければなりません。

この求めがあった場合、預金保険機構は当該預金口座等に係る預金等債権の消滅手続の開始に係る公告を行います。失権公告の期間（60日以上）内に権利行使の届出等がないときは、この公告に係る預金等債権は、消滅することとなります。

④ 支払手続

金融機関は、預金等債権の消滅後、預金保険機構に対し、支払手続の開始に係る公告（支払公告）を求めなければなりません（ただし、消滅した預金等債権（消滅預金等債権）の額が1,000円未満である場合は、支払手続は行われません)。金融機関は、消滅預金等債権の額の金銭を原資として、支払公告の期間（30日以上）内に支払申請があった被害者に対して、被害回復分配金を支払うことになります。(各人に支払う被害回復分配金の額は、被害額により按分した額とされています)。

なお、振り込め詐欺救済法に基づく公告は、インターネットにより行うこととされています。このため、支払手続において、金融機関は、振り込め詐欺等の犯罪行為による被害を受けたことが疑われる者に対し被害回復分配金の支払手続の実施等について周知するため、必要な情報の提供その他の措置を適切に講ずるものとされています。

⑤ その他

金融機関は、支払手続の終了の公告があったときは、残余の金銭を、預金保険機構に納付します。預金保険機構は、口座名義人への支払に要する額を考慮して留保する額を除き、納付を受けた金銭を犯罪被害者等の支援の充実のために支出するものとされています。

⑥ 施行期日

振り込め詐欺救済法は、平成20年6月21日より施行されています。

3．施行令・施行規則

振り込め詐欺救済法の委任等に基づき、関連施行令・施行規則が定められています。

施行令においては金融機関に対する金融庁長官の権限（報告又は資料の提出要求、立入検査等）の所管

財務局長への委任等を定めています。
　施行規則においては、失権公告や支払公告の内容や支払手続における申請書の内容等の詳細を定めています。
　なお、施行規則については、平成 20 年３月 27 日（木）から４月 28 日（月）にかけて、パブリックコメントの募集を行い、約 20 の個人及び団体から延べ約 70 件のご意見等を提出いただきました（パブリックコメントの結果は平成 20 年６月６日公表）。

※　詳しくは、金融庁ウェブサイトの「金融庁の政策　▹ 政策の一覧へ」から「振り込め詐欺(恐喝）事件にご注意！」にアクセスしてください。

（参考）

＜ 振り込め詐欺救済法における手続の流れ ＞

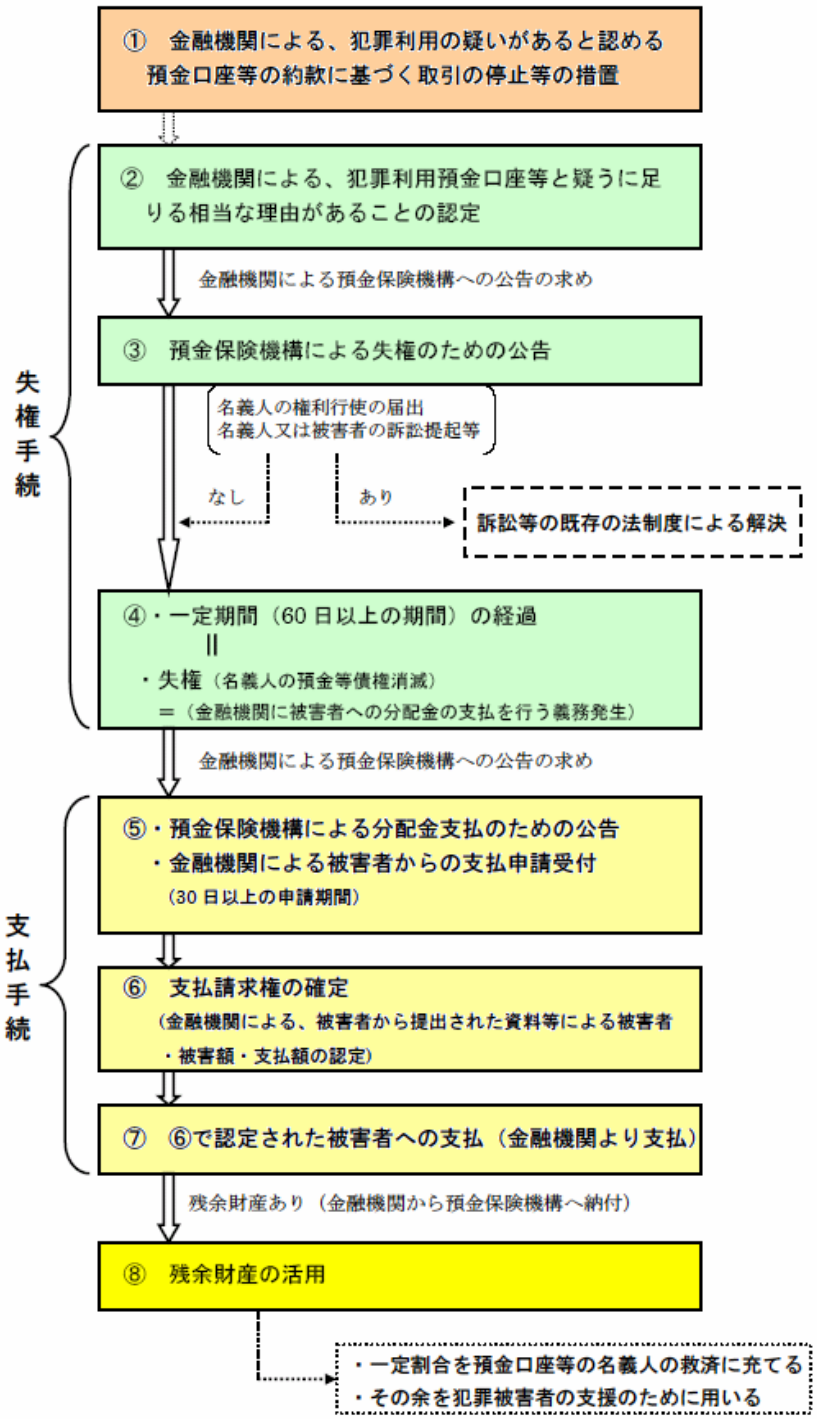

【金融ここが聞きたい！】

※　このコーナーは、大臣の記者会見における質疑・応答（Q＆A）などの中から、時々の旬な情報をセレクトしてお届けするものです。もっとたくさんご覧になりたい方は、是非、金融庁ウェブサイトの「記者会見」のコーナーにアクセスしてください。

【大臣冒頭発言】

閣僚懇談会において、中小企業金融の現状の実態ヒアリングの調査・分析を報告いたしております。分析の結果は、原油・原材料価格の高騰等を背景に中小企業の業況が厳しくなっております。なかでも、建設業が特に厳しい状況であるという D.I.の結果が出ております。マンション・在庫の増加や改正建築基準法による着工遅れ等を背景に、不良在庫を抱えた一部の不動産業者においても資金繰りの悪化が見られます。業況の悪化した企業に対しては金融機関の融資・審査も厳格化されている状況があります。なお、ヒアリングの中で金融庁が金融機関に対して特定業種への融資について抑制的な指導をしていると言った噂が一部でございました。これは全く事実に反することでございます。対応策としては、まず、中小企業の方々の声や問題事案を把握するために、金融円滑化ホットラインに情報を寄せていただくためのキャンペーンを実施いたします。引き続き、実態把握に努めることを事務方に指示いたしました。また、借り手の誤解を解消することも必要であり、金融庁のウェブサイトに、「金融庁が金融機関に対し、特定業種への融資について抑制的な指導をすることはない」という注意喚起の文書を掲載いたします。各金融機関に対しては、顧客、お客様への適切な説明をするよう注意喚起をいたしますと同時に、自主点検を要請をいたします。この点も事務方には指示をいたしております。中小企業に対する円滑な金融は、金融機関の最も重要な役割であります。金融庁としては、引き続き警戒を怠ることなく金融機関の融資の動向等について注視をいたしてまいります。

【平成 20 年６月 17 日（火）閣議後記者会見より抜粋】

Q： 22 日、今週の日曜日で金融庁発足から 10 年を迎えるわけなのですけれども、（金融）監督庁時代から含めていろいろございましたけれども、大臣の政治家としての関わり方も含めて一言いただけないでしょうか。

A：　金融庁がスタートして 10 年というのは感慨深いものがございます。大蔵省時代に様々な不祥事があり、なおかつ、日本の金融システムが非常事態に落ち込んでしまった。システミック・リスク発生の地獄の川の底の蓋を開けてしまったという大変おどろおどろしい経験をしたわけであります。そのような中で金融行政が大転換をされて金融庁がスタートいたしました。当然のことながら、かつての「護送船団」、「業者行政」とはさよならをしたわけであります。「投資家保護」、「利用者保護」に徹し、市場の公正さ、透明さを確保していく金融行政を金融庁としては推進してきているわけです。

また、いつも申し上げますように、日本が戦前においてはごく普通の資本主義をやっていました。ちょっとした産業資金は資本市場で調達をするのが当たり前だったわけです。それを支える資産家階級もいました。しかし、戦後の今日にあっては、そのような資産家階級はいません。しかし、国民には膨大な富、家計の富が 60 年かかって蓄積されてきているわけであります。この「お宝」の富が、残念ながらこの十数年間ほとんど膨れ上がっていないというところに、まさに交易条件が悪化し、富が資源国にどんどん移転をしてしまっているという大現実がございます。我々は、「お宝」をもっと力強く運用し、経済の活性化に繋げていくことが必要あると考えております。金融庁の果たすべき役割は大きいと考えます。

【平成 20 年６月 20 日（金）閣議後記者会見より抜粋】

【お知らせ】

○ 悪質なファンドの勧誘にご注意ください！
ファンド形態で出資の勧誘を行う場合は登録が必要です

昨年９月 30 日に金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）が施行され、一般投資家向けにいわゆるファンド形態で出資の勧誘等を行う者に財務局（福岡財務支局及び沖縄総合事務局を含む）への登録義務が課されました（プロ向け業務（＝適格機関投資家等特例業務）を行う者であれば届出義務）。

具体的には、

１．　他者からお金を集め（出資を募り）
２．　何らかの事業や投資を行い
３．　その事業や投資から生じる収益を出資者に分配する仕組み

を運営している者は、 財務局への登録又は届出が義務付けられました。
登録業者及び届出業者については、金融庁ウェブサイトで確認が出来ます。

無登録業者からの出資の勧誘等には十分ご注意ください。

また、登録業者でも、出資の勧誘等の際には、例えば、次のようなルールを守らなければならないことになっています。

・公告をする場合には、金融商品取引業者である旨及び登録番号などを表示しなければならならず、利益の見込みについても、著しく事実に相違する表示や、著しく誤認させるような表示をしてはならない。
・契約を締結しようとするときは、あらかじめ、顧客に対し、登録番号、契約の概要、手数料の概要等を記載した書面を交付しなければならない。
・「虚偽のことを告げる行為」や「不確実な事項について断定的判断を提供して勧誘をする行為」をしてはならない。
・損失補てんをしてはならない。

たとえ登録を受けている業者であっても、信頼できるとの確信が持てない場合は、慎重な対応をお勧めします。

○ 認定投資者保護団体の更なる活用を期待しています。

金融商品取引法（以下「金商法」といいます。）においては、投資者保護のための横断的法制の構築の一環として、「認定投資者保護団体」に関する制度を整備しています。

この制度は、苦情解決およびあっせん業務の業態横断的な取組みをさらに推進するため新たに設けられたものであり、金商法上の自主規制機関以外の民間団体が金融商品取引業者等に関する苦情の解決およびあっせん業務を行う場合に、行政がこれを認定することにより、当該民間団体の業務の信頼性を確保しようとする枠組みです。

金商法が施行されて以降、平成 19 年９月 30 日に社団法人生命保険協会、平成 20 年３月７日に社団法人日本損害保険協会が認定を受けております。認定投資者保護団体は、金融商品取引業者以外の者も設立が可能で、具体的には、たとえば、消費者団体、NPO 法人や各種の業界団体等が考えられますが、これに限らず、認定の要件・基準を満たす民間団体は認定投資者保護団体になることが可能です。金融庁としては、苦情解決・あっせん業務は、事後的な投資者保護策として非常に重要ですので、同制度が幅広く活用され、一層の投資者保護に寄与していただくことを強く期待しています。

○ 証券市場における不正・違法行為に関する情報を受け付けています！

証券取引等監視委員会は、証券会社などに対する検査、証券市場にかかわる開示検査、課徴金調査及び犯則事件の調査、そのほか日常的な市場監視活動を通じて、公正・公平かつ透明で健全な市場の構築に努めています。当委員会は、こうした調査、検査などの参考とするため、電話、文書（ファクシミリを含む）、インターネットなどで情報提供を受け付けており、平成 18 事務年度には、6,485 件と、多数の情報をお寄せいただきました。

インサイダー取引や相場操縦、有価証券報告書の虚偽記載、証券会社などにおける無断売買や不当な勧誘などの証券市場に関する違法行為に気づいたら、証券取引等監視委員会まで情報をご提供ください。（なお、調査、検査の依頼や証券会社などとのトラブル処理には対応しておりません。）

インターネットにおける情報受付窓口は証券取引等監視委員会ウェブサイトをご覧ください。

一般からの情報提供を求めるポスター

○ 株券電子化について

平成 16 年に、株券を電子化する法律（社債、株式等の振替に関する法律）が成立し、**平成 21 年 1 月を目途に上場会社の株券を電子化**するための準備が進められています。

株券電子化のスムーズな実施のためには、いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主を中心に関係者各位に早めの準備を行わって頂く必要があります。

ただ、株券の電子化については、まだまだ十分な知識をお持ちでない方が多いようです。

そこで、金融庁のウェブサイトの改訂（平成 19 年 2 月 13 日）等によって、個人投資家を中心とした関係者各位に株券電子化の概要やご留意頂きたい点をお伝えしてきたところですが、更に、より多くの方々に株券電子化について理解を深めて頂くべく、政府広報オンライン・お役立ち動画「株券電子化の準備　もうお済みですか」では、株券の電子化の概要や留意点について広報を行っています。なお、この政府広報オンラインは、金融庁ウェブサイトからもアクセスできます。

以下では、株券電子化の概要と留意点のうち、特にご注意頂きたい点をピックアップします。

1．概要

株券電子化は、上場会社の株式について、「株券」をなくし、証券保管振替機構及び証券会社等の口座で、コンピューターにより電子的に管理しようとするものです。

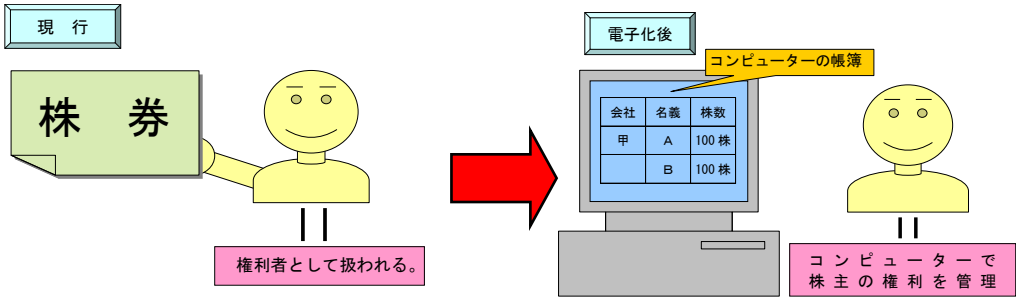

2．留意点（タンス株券をお持ちの株主）

株券電子化にあたって、自宅や貸金庫などご自身で株券を管理されている株主（いわゆる「タンス株券」をお持ちの株主）については、特に以下の点に留意してください。

① お持ちの株券がご自分の名義ではなく、ご本人が株主としての権利を失ってしまうおそれもあり

ますので、**株他人名義となっている場合には、株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託するか、少なくともご自分名義への書換手続を行ってください。**

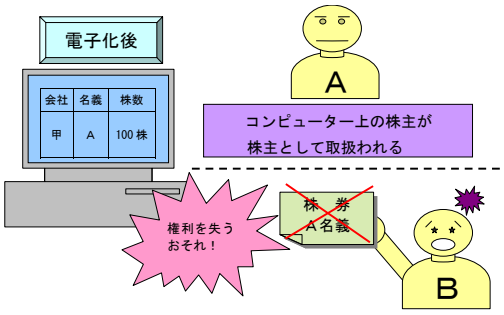

② お持ちの株券が**ご自分名義となっている場合**、①のように株主としての権利が失われることはありませんが、株券電子化後に売却を行おうとする場合にスムーズに行うことができるようにする等のために、**株券電子化実施の前に、証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託しておくのが望ましいと考えられます。**

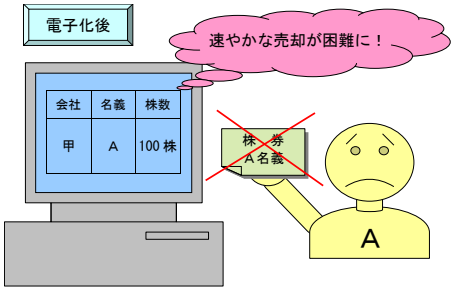

なお、上記の証券会社等や証券保管振替機構における預託のための事務手続に時間を要することも予測されます。株券電子化のスムーズな実施に向け、**上記預託のための手続はできるだけ早めに行うようにしてください**（現在でも当該預託を行うことは可能です。）

※　「株券電子化」については金融庁ウェブサイトにも掲載しています。金融庁ウェブサイトのトップページ「金融庁の政策　▹ 政策の一覧へ」から「株券電子化について」にアクセスしてください。

○ 新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）へのご登録のご案内

金融庁ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様のメールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、日本語版の場合、毎月発行される「アクセスＦＳＡ」や日々発表される各種報道発表など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内します。

また、英語版でも金融庁英語版ウェブサイトの新着情報や「FSA Newsletter」など、新着情報を１日１回、電子メールでご案内します。

日本語版の登録をご希望の方は、**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は「Subscribing to E-mail Information Service」 にアクセスしてください。

○ 証券取引等監視委員会ウェブサイトにて新着情報メール配信サービスへのご登録のご案内

証券取引等監視委員会ウェブサイトでは、**新着情報メール配信サービス（日本語版・英語版）**を行っています。皆様の電子メールアドレスをあらかじめ登録していただきますと、金融商品取引業者等に対する行政処分等に関する勧告や課徴金納付命令に関する勧告など、証券取引等監視委員会ウェブサイトの新着情報を、電子メールにてご案内します。

※ 詳しくは、日本語版の登録をご希望の方は、証券取引等監視委員会ウェブサイトの**「新着情報メール配信サービス」**に、英語版の登録は「Subscribing to E-mail Information Service」 にアクセスしてください。

○ 金融円滑化ホットラインの開設について

金融庁では、金融の円滑化に関し、中小企業など借り手の方々の声を電話によりお聞きする情報等の受付窓口として、「金融円滑化ホットライン」を下記のとおり４月 30 日に開設しました。

これは、原油・素材価格の高騰や円高の影響により、大企業や中小企業ともに大部分の業種で業況感が悪化している等、中小企業の経営が圧迫されている状況に対し、十分な注視が必要であり、一層の配慮が求められていることを踏まえ、平成 20 年４月４日に経済対策閣僚会議において決定された、「成長力強化への早期実施策」に盛り込まれた中小企業金融の円滑化に向けた施策の一つとして、行政の態勢整備を行うこととしたものです。

本ホットラインに寄せられた情報等は必要に応じて金融機関にフィードバックするとともにヒアリングを行うなど、検査・監督に活用させていただきます。

名　　称：「金融円滑化ホットライン」
受付時間：平日１０：００～１６：００
電話番号：０３－５２５１－７７５５
受付内容：銀行、信用金庫、信用組合の融資に関する情報等

※ ご留意事項

○ ホットラインの利用者の皆様と金融機関との間の個別トラブルにつきましては、お話を伺った上で、他機関の紹介や論点の整理などのアドバイスは行いますが、あっせん・仲介・調停を行うことは出来ませんので、あらかじめご了承ください。

○ ホットラインへの情報等の提供は、電話にて行っていただきますようお願いします。

【6月の主な報道発表等】

3日(火)	アクセス	・ 平成 20 年3月期有価証券報告書に係る重点審査について
6日(金)	アクセス	・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等について
	アクセス	・ 我が国の預金取扱金融機関のサブプライム関連商品及び証券化商品等の保有額等について
	アクセス	・ 「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律施行規則(案)」及び「犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律第二十条第一項に規定する割合を定める命令(案)」に対するパブリックコメントの結果等について
	アクセス	・ ジャパン・デジタル・コンテンツ信託株式会社に対する行政処分について (関東財務局長処分)
	アクセス	・ 主要行等向けの総合的な監督指針、中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針及び信託会社等に関する総合的な監督指針の一部改正(案)の公表について (パブリックコメント)
9日(月)	アクセス	・ IOSCO(証券監督者国際機構)による「ストラクチャード・ファイナンス市場における信用格付機関の役割に関する報告書」の公表について
	アクセス	・ IOSCO(証券監督者国際機構)による「サブプライム危機に関するタスクフォース報告書」公表について
10日(火)	アクセス	・ 「信用協同組合及び信用協同組合連合会が業務の代理又は媒介を行うことができる者を指定する件の一部を改正する件(案)」に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	・ 「平成 18 年度政策評価結果の政策への反映状況」の公表について
11日(水)	アクセス	・ 日本エステート証券株式会社(旧AIM証券株式会社)に対する行政処分について (近畿財務局長処分)
12日(木)	アクセス	・ 「主要行等向けの総合的な監督指針」及び「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」の一部改正等について
	アクセス	・ 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」等の公表について (パブリックコメント)
	アクセス	・ 「金融市場戦略チーム」の「第二次報告書～『開かれた金融力のある国』を目指して」の公表について
13日(金)	アクセス	・ 「信託業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対するパブリックコメントの結果について
	アクセス	・ 平成 19 年度金融庁所管公益法人に対する立入検査の実施状況について
16日(月)	アクセス	・ 第 38 回金融トラブル連絡調整協議会の開催について (平成 20 年6月 24 日開催済)
17日(火)	アクセス	・ 特定業種に対する金融機関の貸出判断について
	アクセス	・ 銀行業の免許について (株式会社じぶん銀行)
18日(水)	アクセス	・ 公開企業の規制当局による国際会計基準委員会財団(IASCF)のモニタリング・グループ設立に関する次のステップの発表について
	アクセス	・ 金融審議会金融分科会第二部会 決済に関するワーキング・グループ(第3回)資料を掲載 (平成 20 年6月 18 日開催)

19 日(木) アクセス ・ 株式会社クリムゾンの有価証券報告書等に係る金融商品取引法違反に対する課徴金納付命令の決定について

20 日(金) アクセス ・ 「信用保証協会向けの総合的な監督指針」の策定(「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」からの「Ⅵ 信用保証協会関係」の章の分離独立)について
アクセス ・ 山梨県民信用組合に対する行政処分について (関東財務局長処分)
アクセス ・ 第 37 回金融トラブル連絡調整協議会資料を掲載 (平成 20 年6月 17 日開催)
アクセス ・ 株式会社足利ホールディングス及び株式会社足利銀行の産業活力再生特別措置法に基づく事業再構築計画の認定について
アクセス ・ 第5回金融審議会金融分科会第二部会 協同組織金融機関のあり方に関するワーキング・グループ資料を掲載 (平成 20 年6月 20 日開催)

23 日(月) アクセス ・ 公認会計士・監査法人に対する懲戒処分等の考え方(処分基準)について
アクセス ・ 「電子記録債権法施行令(案)」の公表について (パブリックコメント)

24 日(火) アクセス ・ 「保険業法施行規則等の一部を改正する内閣府令(案)」の公表について(パブリックコメント)
アクセス ・ 公益法人金融商品取引業協会の認定について (社団法人 日本商品投資販売業協会)
アクセス ・ 「内部統制報告制度に関するQ&A」の追加について
アクセス ・ 有限責任監査法人の登録について(新日本有限責任監査法人、赤坂有限責任監査法人)

26 日(木) アクセス ・ 「投資信託及び投資法人に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)」等に対するパブリックコメントの結果について

27 日(金) アクセス ・ 市場強化プラン(Better Market Initiative)の進捗について
アクセス ・ 恒久的施設(PE)に係る「参考事例集」・「Q&A」の公表について
アクセス ・ ヒロセ通商株式会社に対する行政処分について (近畿財務局長処分)
アクセス ・ 株式会社愛知銀行に対する行政処分について (東海財務局長処分)
アクセス ・ 銀行法・金融商品取引法・保険業法の英訳の公表について

30 日(月) アクセス ・ 特殊法人及び認可法人の役職員の給与水準の公表について
アクセス ・ 「金融庁業務継続計画」の策定について

※ アクセス マークのある項目につきましては、 アクセス から公表された内容にアクセスできます。